

令和 5 年度沖縄県地域職業訓練実施計画（案）

令和 5 年 4 月 1 日

1 総説

（1）計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、雇用失業情勢に応じて、職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上を図るものである。

また、沖縄労働局、沖縄県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部が一体となって、公的職業訓練を効率的かつ効果的に実施するために必要な事項を定めたものである。

（2）計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

（3）計画の改定

この計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定をおこなうものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

（1）地域における人材ニーズ

沖縄県においては、先進的なデジタル技術の導入による DX を推進し、デジタル社会に対応した産業構造への転換を図っていくことが求められる。

新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワーク等の働き方をはじめ、生活全般においてデジタル技術を駆使した新たな業態、新たな日常の導入を加速させ、社会の幅広い領域で DX に代表される技術革新や産業構造の変化を促進させる中で、IT 等のデジタル技術を活用した課題解決や業務効率化、他の業務領域との協力・連携を行える IT 等のデジタル技術人材の育成が急務となっている。

また、コロナ禍以前から、県の基幹産業である観光産業の人材不足が課題として挙げられており、人手不足の解消に向けては、子どもや学生に対する観光産業の魅力発信や外国人観光客にも対応出来る高度な人材育成、観光地経営の担い手の育成・確保が必要である。

（2）労働市場の動向と課題等

コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体で

の有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、沖縄県の持続的な経済成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。

また、若年者及び非正規労働者いわゆる就職氷河期世代に対する職業能力向上、出産等でキャリアを中断した女性や高齢者の雇用継続や再就職に向けた職業能力開発施策の充実も課題となっている。

ア 県内経済の動き

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和4年12月現在では求人の持ち直しの動きが堅調である。

イ 求人倍率の動き

沖縄県内の求人倍率（就業地別）の動きは、令和4年12月現在で新規求人倍率（季節調整値）が1.90倍、有効求人倍率（季節調整値）が1.08倍となっている。有効求人倍率については、全国の有効求人倍率（令和4年12月現在）の1.35倍と比較すると依然として開きがある。

ウ 求職の動き

沖縄県内の求職者の動きは、令和4年12月現在で新規求職申込件数（原数値）は4,333件となっており、前年同月の4,480件と比べ3.3%減少している。

(3) 職業訓練の実施状況・分析結果、次年度の職業訓練の課題等

ア 職業訓練の実施状況（令和4年度見込み）

		施設内				委託訓練		
		学卒者	離職者	在職者	障害者	離職者	県事業	障害者
沖縄県立具志川職業能力開発校	計画 (コース)	80人 (4)	46人 (3)	30人 (2)	29人 (3)	585人 (32)	0人 (0)	17人 (3)
	見込 (コース)	79人 (4)	46人 (3)	14人 (2)	10人 (3)	399人 (30)	0人 (0)	13人 (3)
沖縄県立浦添職業能力開発校	計画 (コース)	20人 (1)	100人 (5)	45人 (3)	20人 (2)	955人 (54)	18人 (1)	40人 (6)
	見込 (コース)	20人 (1)	74人 (5)	34人 (3)	7人 (2)	667人 (49)	18人 (1)	31人 (4)
沖縄職業能力開発促進センター	計画 (コース)	0人 (0)	472人 (32)	160人 (16)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)
	見込 (コース)	0人 (0)	403人 (32)	203人 (30)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)
沖縄職業能力開発大学校	計画 (コース)	190人 (9)	0人 (0)	406人 (41)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)
	見込 (コース)	194人 (9)	0人 (0)	639人 (73)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)
求職者支援訓練	計画 (コース)	1,083人						

見込 (コース)	540 人 (54)
-------------	---------------

※計画は令和4年度の入校者／受講者計画数、見込は令和5年2月における入校者／受講者年間見込数（2年次のものを除く。）。

イ 職業訓練の実施状況の分析結果

① 沖縄県立具志川職業能力開発校

施設内訓練の実施状況については、学卒者対象が計画80人に対して、79人の見込み、離職者対象が計画46人に対して、46人の見込みとなり、おおむね計画通りであるが、在職者対象が計画30人に対して、14人の見込み、障害者対象が計画29人に対して、10人の見込みとなり、計画を下回る見込みである。

委託訓練の実施状況は、離職者対象が計画585人に対して、399人の見込み、障害者対象が計画17人に対して、13人の見込みとなり、計画を下回る見込みである。

② 沖縄県立浦添職業能力開発校

施設内訓練の実施状況については、学卒者対象が計画20人に対して、20人の見込み（実績）となり、計画通りであるが、離職者対象が計画100人に対して、74人の見込み（実績）、在職者対象が計画45人に対して、34人の見込み（実績）、障害者対象が計画20人に対して、7人の見込み（実績）となり、計画を下回る見込みである。

委託訓練の実施状況については、県事業（調理科）が計画18人に対して、18人の見込み（実績）となり、計画通りであるが、離職者対象が計画955人に対して、667人の見込み（実績）、障害者対象が計画40人に対して、31人の見込み（実績）となり、計画を下回る見込みである。

③ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター

離職者訓練の実施状況については472人の計画に対して、403人の実施見込みとなり、おおむね順調に推移した。

在職者訓練については160人の計画に対して203人の実施見込みとなり、目標を大幅に超えた実績が確保できた。

④ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校

(ア) 専門課程

定員確保できている。

(イ) 応用課程

生産機械システム技術科、生産電気システム技術科がそれぞれ1名定員を満たしていない。

(ウ) 在職者訓練

施設目標を達成できている。

⑤ 求職者支援訓練

求職者支援訓練は、1,083人の計画に対して、800人（54コース）の認定を行い、年度全体での受講者は540人程度となる見込みとなっている。

ウ 次年度の職業訓練の課題等

① 沖縄県立具志川職業能力開発校

施設内訓練では、在職者対象及び障害者対象の応募率が低調であるため、広報活動を強化し応募率の向上に努める。

委託訓練では、離職者対象において、介護系訓練の応募者が少なく、事務系訓練では開講月の重複等で定員割れや閉講等があったことから、介護系訓練の周知や、事務系訓練の開講月をバランス良く調整し、応募者の偏りが起こらないように努める。また、委託業者と意見交換等を行い、ニーズに合った訓練を提案いただけるように努める。

② 沖縄県立浦添職業能力開発校

施設内訓練では、障害者対象及び応募率が低迷している科においては、広報活動を強化し応募率の向上に努める。

委託訓練では、離職者対象において、介護系訓練の応募者が少なく、事務系訓練では開講月の重複等で定員割れや閉講等があったことから、介護系訓練の周知や、事務系訓練の開講月をバランス良く調整し、応募者の偏りが起こらないように努める。また、委託業者と意見交換等を行い、ニーズに合った訓練を提案いただけるように努める。

③ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター

離職者訓練、在職者訓練ともに県内企業及び事業主団体等の人材育成ニーズを捉え、訓練内容の見直しやコース設定を行った。

離職者訓練実施状況は概ね順調であったものの、科によって応募率にばらつきがあるため、応募率の低調な科においては引き続き広報に力を入れ、応募率の向上に努める。在職者訓練についてはニーズに合ったセミナーコースの設定、特にDXに対応したコースの設定等により、県内企業のリスキリングの一助となるよう努める。

④ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校

(7) 専門課程

新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきた中、定員確保に向け、どのように広報していくか。

(イ) 応用課程

全科の定員確保。

(ウ) 在職者訓練

広く多くの企業の方への利用促進。

⑤ 求職者支援訓練

デジタル分野は、求人者・求職者双方のニーズが高いが、応募が定員を大幅に上回るコースがあり、訓練コースが不足している。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

ア 施設ごとの方針

① 沖縄県立具志川職業能力開発校

(7) 普通課程

科名、定員に変更はない。令和4年度の総定員80人に対して、令和5年度も定員80人で実施する。

(1) 短期課程

施設内訓練について令和5年度も、オフィスビジネス科は、定員40人、6ヶ月訓練（前期20人、後期20人）とし、うち身体障害者の定員、前期7人、後期7人を含む定員とする。総合実務科（知的障害者対象）は、1年訓練、定員15人として実施する。造園ガーデニング科は、定員20人で実施する。令和4年度の総定員75人で実施する。

② 沖縄県立浦添職業能力開発校

(7) 普通課程

科名、定員に変更はない。令和4年度の定員20名に対して、令和5年度も定員20名で実施する。

(1) 短期課程

施設内訓練について、科名に変更はないが、定員において電気工事科の定員30名を20名へ変更し、令和4年度の総定員100名に対して、令和5年度は総定員90名で実施する。

施設外訓練については、令和5年度は調理科の総定員18名で実施する。

③ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター

普通訓練短期課程（離職者訓練）に関しては、令和4年度総定員472人に対し、令和5年度も総定員472人で実施する。

④ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校

(7) 専門課程

科名、定員の変更はない。令和4年度の総定員130人に対し、令和5年度も総定員130人で実施する。

(1) 応用課程

科名、定員の変更はない。令和4年度の総定員60人に対し、令和5年度も総定員60人で実施する。

イ 学卒者訓練の実施方針

① 沖縄県立具志川職業能力開発校、沖縄県立浦添職業能力開発校

技能系分野を中心に地域産業の人材ニーズに対応できる訓練科の設置を検討し、新規高等学校卒業者等に対して必要な基礎的・知識を修得させ、県内の産業を支える即戦力となる若年技能者を育成する。

② （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター

実施していない。

③ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校

専門課程では技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者を育成し、応用課程では産業界のニーズに対応できる生産技術・管理技術のリーダーを育成する。

ウ 在職者訓練の実施方針

① 沖縄県立具志川職業能力開発校、沖縄県立浦添職業能力開発校

県内には中小零細企業が多く、大企業と比較して人材育成にかかる時間や資金等に余裕がないことから、各企業が自ら従業員の職業能力開発に取り組むことが厳しい状況にある。

このことから、自ら従業員の職業能力開発を行うことが困難な中小企業等を支援するため、在職者に対する訓練を実施する。

② (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター

「地域における人材育成ニーズを踏まえること」、「中小企業等を対象とすること」、「ものづくり分野であること」、「民間教育機関で実施していないこと」の基準に基づき、令和5年度計画においても機械系、居住系、電気・電子系の分野とし、それらに関連する事業主で必要とされるコースを実施する。

③ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校

沖縄職業能力開発促進センターと同様、「地域における人材育成ニーズを踏まえること」、「中小企業等を対象とすること」、「ものづくり分野であること」、「民間教育機関で実施していないこと」の基準に基づき、令和5年度計画においても機械系、居住系、電気・電子系の分野とし、それらに関連する事業主で必要とされるコースを実施する。

エ 離職者訓練の実施方針

① 沖縄県立具志川職業能力開発校、沖縄県立浦添職業能力開発校

地域産業の人材ニーズの変化を踏まえた訓練科を設置し、離転職者を対象として、職業に必要な技能・知識を修得させるため、雇用情勢に応じた機動的な職業訓練を実施する。

② (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター

「地域における人材育成ニーズを踏まえること」、「ものづくり分野であること」、「民間教育機関で実施していないこと」の基準に基づき、令和4年度計画においても機械系、居住系、電気・電子系の分野とし、9科32コースを実施する。

③ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校 計画なし。

④ 求職者支援訓練

求職者・求人者双方のニーズが高いデジタル分野のコース数を増やす。

オ 障害者訓練の実施方針

① 沖縄県立具志川職業能力開発校、沖縄県立浦添職業能力開発校

障がい者施策が、福祉から就労支援へと大きくその重点を移しつつある中、障がい者職業能力開発の果たす役割はますます期待が高まっている。

現在、全国における障害者職業能力開発校は、国立県営を中心に19校設置されているが、設置されていない都道府県においては、近隣県の施設などを活用するな

どしているところである。

しかし、島嶼県である本県は、他県と異なり近隣県の施設を活用することが難しいことから、県立職業能力開発校において、障がい者訓練を継続するとともに、社会福祉法人等を活用した障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施する。

- ② (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター
計画なし。
- ③ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校
計画なし。

カ 職業能力開発実施体制の長期的方向 (訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方)

- ① 沖縄県立具志川職業能力開発校、沖縄県立浦添職業能力開発校
平成25年10月に策定した「沖縄県立職業能力開発校のあり方」(長期計画)及び平成28年3月に策定した「沖縄県立職業能力開発校整備基本計画」(訓練科の検証や施設建替などの計画)を踏まえると共に、社会情勢等を勘案して県立職業能力開発校の再編整備を行い、訓練内容の見直し及び充実強化並びに県の産業振興施策と連携した職業訓練を実施する。
- ② (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター、沖縄職業能力開発大学校
カリキュラムは、毎年、訓練計画専門部会や運営協議会大学校部会等において、沖縄県の有識者にご意見を伺いながらニーズに応えられるように内容を精査することで、常に地域ニーズに対応した職業訓練を実施する。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 離職者に対する公共職業訓練 (令和5年度計画)

- ① 対象者数及び就職率に係る目標
計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、1,894人とする。
離職者訓練の対象者数のうち、608人については、施設内訓練として実施するものとする。
また、離職者訓練の対象者数のうち、1,286人については、委託訓練として実施するものとする。
就職率は施設内訓練で82.5%以上、委託訓練で75%以上を目指す。

② 離職者訓練の内容等

離職者訓練の内容等は、以下のとおりとする。

実施主体	訓練科名等	対象者数	備考
沖縄県立具志川職業能力開発校	造園ガーデニング科、オフィスビジネス科	46人 (3)	施設内訓練(短期課程)

	知識等習得コース、長期高度人材育成コース	492 人 (30)	委託訓練（国）
沖縄県立浦添職業能力開発校	電気工事科、建設機械整備科、配管・建物設備科、溶接・板金塗装科、エクステリア科	90 人 (5)	施設内訓練（短期課程）
	知識等習得コース、長期高度人材育成コース、デジタル資格コース	776 人 (44)	委託訓練（国）
	調理科	18 人 (1)	委託訓練（県）
沖縄職業能力開発促進センター	テクニカルメタルワーク科、運輸機械サービス科、住環境計画科、RC造施工技術科（短期デュアルコース）、ビル管理技術科、ビル管理技術科（短期デュアルコース）、電気設備技術科、組込みシステムエンジニア科、スマート生産サポート科、橋渡し訓練	472 人 (32)	施設内訓練（短期課程）
沖縄職業能力開発大学校	無し	0 人 (0)	
計		1,894 人 (115)	

（ ）はコース数

イ 求職者支援訓練（令和5年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、650人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模1,083人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%以上、実践コースで63%以上を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）及び基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

その際、デジタル分野等の成長分野や人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている

者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の 40%

ロ 実践コース 訓練認定規模の 60%

実践コースのうち、訓練認定規模に占める各分野については、介護・医療・福祉分野 5%、デジタル（IT・デザイン）分野 20%、営業・販売・事務分野 45%、その他の地域ニーズ分野 25%として設定するものとする。

訓練認定規模は以下のとおりとする。

		定員計	地域別内訳		
			南部地域	中・北部地域	離島地域
基礎コース		433	152	178	103
実践コース		650	339	266	45
デジタル系	IT分野	65	50	15	0
	デザイン分野のうちWEBデザイン系	65	30	35	0
営業・販売・事務分野		293	120	128	45
医療事務分野		32	16	16	0
介護・医療・福祉分野		32	32	0	0
その他		163	91	72	0
計		1083	491	444	148

※南部地域・・・那覇所管轄、中・北部地域・・・沖縄所及び名護所管轄、離島地域・・・宮古所及び八重山所管轄とする。

※認定状況に応じ、地域別の定員配分は変更する場合がある。

また、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 30%

ロ 実践コース 30%

注3 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定。

ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定。

③ 余剰認定定員の活用

第4四半期を除き中止コースに係る定員は、同一年度かつ同一訓練種別（基礎コース・実践コース）の認定に活用することとする。第4四半期においては、中止コースに係る定員及び繰り越した定員は、訓練種別（基礎コース・実践コース）及び分野にかかわらず活用することとする。

ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

① 関係機関との連携

デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応するためには、産業界及び地域ニーズを踏まえた効果的な公的職業訓練を実施する必要がある。

このためには、国及び県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための取組を行うことが必要である。

令和5年度においても、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進及び地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、沖縄労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、沖縄労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

② 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

「ジョブ・カード」を活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等（令和5年度計画）

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、801人とする。

在職者訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

実施主体	訓練科名等	対象者数	備考
沖縄県立具志川職業能力開発校	建設機械運転科、建築CAD講座	30人 (2)	スキルアップのための訓練
沖縄県立浦添職業能力開発校	建設車両運転科、建築配管技能士実技対策講座	45人 (3)	スキルアップのための訓練
沖縄職業能力開発促進センター	機械系、電気・電子系、居住系	310人 (31)	スキルアップのための訓練
沖縄職業能力開発大学校	機械系、電気・電子系、居住系	416人 (42)	スキルアップのための訓練
計		801人 (78)	

() はコース数

(3) 学卒者に対する公共職業訓練（令和5年度計画）

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、290人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、130人については専門課程による公共職業訓練として、60人については応用課程による公共職業訓練として、100人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

就職率は95%以上を目指す。

学卒者訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

実施主体	訓練科名等	対象者数	備考
沖縄県立具志川職業能力開発校	電気システム科、自動車整備科、メディア・アート科、情報システム科	80人 (4)	普通課程
沖縄県立浦添職業能力開発校	自動車整備科	20人 (1)	普通課程
沖縄職業能力開発大学校	生産技術科、電子情報技術科、電気エネルギー制御科、住居環境科、ホテルビジネス科、物流情報科	130人 (6)	専門課程
	生産機械システム技術科、生産電子情報システム技術科、生産電気システム技術科	60人 (3)	応用課程
計		290人 (14)	

2年課程については、1年次の定員のみ記載。() はコース数

(4) 障害者等に対する公共職業訓練（令和5年度計画）

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、110人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、61人については委託訓練として、実施するものとする。

就職率は施設内訓練で70%以上、委託訓練で55%以上を目指す。

障害者等に対する公共職業訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

実施主体	訓練科名等	対象者数	備考
沖縄県立具志川職業能力開発校	総合実務科、オフィスビジネス科	29人 (3)	施設内訓練（短期課程）

	知識・技能習得訓練コース（集合訓練）、 実践能力習得訓練コース、特別支援学校 早期訓練コース	24人 (7)	委託訓練（国）
沖縄県立浦添職業能 力開発校	オフィスビジネス科	20人 (2)	施設内訓練（短期 課程）
	知識・技能習得訓練コース（集合訓練）、 実践能力習得訓練コース、特別支援学校 早期訓練コース	37人 (10)	委託訓練（国）
計		110人 (22)	

() はコース数

5 その他、職業能力開発向上のための取組

意欲ある訓練受講希望者を確保し受講あつ旋するためには、広く公的職業訓練について周知広報する必要があることから、ポスター・リーフレットの作成・配布に加え、インターネット、SNS を活用し、潜在的受講希望者の掘り起こしを図る。

令和5年度沖縄県地域職業訓練実施計画（案） 説明資料

ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像 [沖縄県]

公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

◇対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**
（無料（テキスト代等除く））

◇訓練期間：概ね3か月～2年

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当を支給

◇実施機関

国 (ポリテクセンター 沖縄)	沖縄県 (浦添・具志川職業能力 開発校)	民間教育訓練機関等 (県からの委託)
主にものづくり分野の 高度な訓練を実施（溶 接ものづくり科、住空 間デザイン科等）	地域の実情に応じた多 様な訓練を実施（エク ステリア科、自動車整 備科等）	事務系、介護系、情報 系等モデルカリキュラ ムなどによる訓練を実 施

◇対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**
（無料（テキスト代等除く））

◇訓練期間：2～6か月（※1）

※受講期間中 受講手当(月10万
円)+通所手当+寄宿手当を支給
(本人収入が月8万円以下等、一定
の要件を満たす場合)(※2)

◇実施機関

民間教育訓練機関等 (訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)	
<基礎コース> 基礎的能力を習得する訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括して習 得する訓練（介護系（介護福祉サービス科 等）、情報系（ソフトウェアプログラマー 養成科等）、医療事務系（医療・調剤事務 科等）等）

在職者向け

◇対象：在職労働者（有料）

◇訓練期間：概ね2日～5日

◇実施機関：○国（ポリテクセンター沖縄・沖縄ポリテクカレッジ）
○沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）

(※1) 令和5年3月末までの時限措置として、シフト制で働く方など
を対象とする場合、より短期間（2週間～）で設定可

(※2) 令和5年3月末までの時限措置として、シフト制で働く方など
は月12万円以下



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

学卒者向け

◇対象：高等学校卒業者等（有料）

◇訓練期間：1年又は2年

◇実施機関：○国（沖縄ポリテクカレッジ）
○沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）

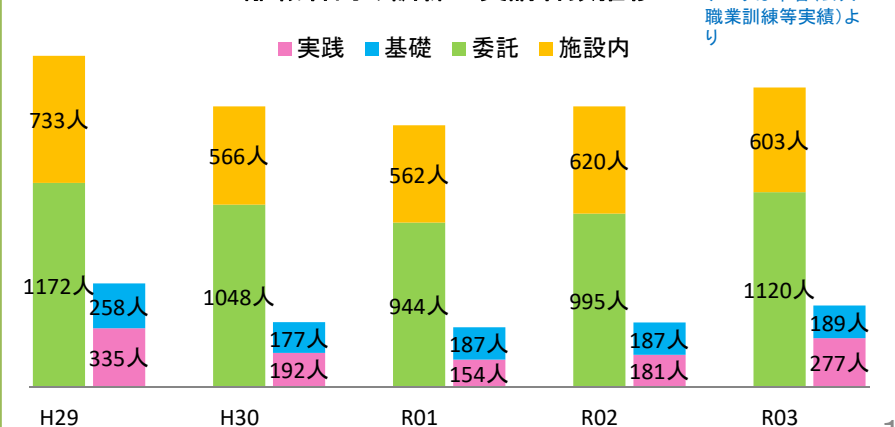
障害者向け

◇対象：ハローワークの求職障害者（無料）

◇訓練期間：概ね3か月～1年

◇実施機関：○国（障害者職業能力開発校） ※沖縄県内には無し
・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮
・都道府県営（国からの委託）
○沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）
○民間教育訓練機関等（沖縄県からの委託）

離職者向け訓練の受講者数推移



1. 総説 【資料1 1ページ】

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化に対応し、適切な職業能力開発を行うため、「公共職業訓練」及び「求職者支援訓練」（以下「公的職業訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、計画期間中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて職業の安定、労働者の地位の向上を図るものである。また、関係機関が一体となって効率的かつ効果的に実施するために必要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

実施状況等を踏まえ、必要な場合には改訂をおこなうものとする。

2. 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等 【資料1 1～4ページ】

(1) 地域における人材ニーズ

- ・沖縄県においては、先進的なデジタル技術の導入によるDXを推進し、デジタル社会に対応した産業構造への転換を図っていくことが求められ、IT等のデジタル技術人材の育成が急務となっている。
- ・また、コロナ禍以前から、県の基幹産業である観光産業の人材不足が課題であり、その解消に向け、子どもや学生に対する観光産業の魅力発信や外国人観光客にも対応出来る高度な人材育成、観光地経営の担い手の育成・確保が必要である。

(2) 労働市場の動向と課題等

- ・コロナ禍からの経済活動の再開に伴い人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要である。中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。
- ・若年者及び非正規労働者（就職氷河期世代）に対する職業能力向上、出産等でキャリアを中断した女性や高齢者の雇用継続や、再就職に向けた職業能力開発施策の充実は課題である。

3. 計画期間中の公的職業訓練の実施方針（令和5年度）

【資料1 4～7ページ】

<p>学卒者訓練</p>	<p>①沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校） 技能系分野を中心に地域産業の人材ニーズに対応できる訓練科の設置を検討し、新規高等学校卒業者等に対して必要な基礎的技能・知識を修得させ、県内の産業を支える即戦力となる若年技能者を育成する。</p> <p>②国（沖縄ポリテクカレッジ） 専門課程では技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者を育成、応用課程では産業界のニーズに対応できる生産技術・管理技術のリーダーを育成する。</p>
<p>在職者訓練</p>	<p>①沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校） 自ら従業員の職業能力開発を行うことが困難な中小企業等を支援するため、在職者に対する訓練を実施する。</p> <p>②国（ポリテクセンター沖縄、沖縄ポリテクカレッジ） 機械系、居住系、電気・電子系の分野とし、それらに関連する事業主で必要とされるコースを実施する。</p>
<p>離職者訓練</p>	<p>①沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校） 地域産業の人材ニーズの変化を踏まえた訓練科を設置し、雇用情勢に応じた機動的な職業訓練を実施する。</p> <p>②国（ポリテクセンター沖縄） 機械系、居住系、電気・電子系の分野とし、9科32コース実施する。</p> <p>③求職者支援訓練 求職者・求人者双方のニーズが高いデジタル分野のコース数を増やす。</p>
<p>障害者訓練</p>	<p>①沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校） 近隣県の障害者職業能力開発校を活用することが難しいことから、県立職業能力開発校において、障がい者訓練を継続するとともに、社会福祉法人等を活用した障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施する。</p>

4. 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（令和5年度）【資料1 7～11ページ】

（1）離職者訓練

種別		実施主体	令和5年度		令和4年度			
			対象者数	計	対象者数	計	実績 (見込み)	計
公共職業訓練	施設内訓練	沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）	136	608	146	618	120	523
		国（ポリテクセンター沖縄）	472		472		403	
	委託訓練	民間教育訓練機関等（県からの委託）	1,286	1,286	1,558	1,558	1,084	1,084
求職者支援訓練		民間教育訓練機関等（厚生労働大臣の認定） 基礎コース	433	1,083	433	1,083	155	540
		民間教育訓練機関等（厚生労働大臣の認定） 実践コース	650		650		385	
合計				2,977	合計	3,259	合計	2,046

※実績（見込み）は令和5年2月における年間見込み

- ※1 求職者支援訓練の基礎コース：実践コース＝40：60
- ※2 求職者支援訓練実践コースの各分野における定員配分割合は、IT分野10%、デザイン分野のうちWEBデザイン系10%、営業・販売・事務45%、医療事務5%、介護・医療・福祉5%、その他25%。
- ※3 求職者支援訓練については、公共職業訓練（委託訓練）との重複による応募者減少や中止を防ぐため、分野別に加え、地域別（南部、中北部及び離島）の配分を実施する。

①公共職業訓練の就職率目標

- ・施設内訓練：82.5%、委託訓練：75%

②求職者支援訓練の就職率目標（雇用保険適用就職率）

- ・基礎コース：58%以上、実践コース：63%以上

ハロートレーニング（離職者向け）の令和5年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

沖縄県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・ 求職者支援機 構）	求職者支援訓 練
			施設内	委託		
分野		対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数
+ 公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	95		30		65
	営業・販売・事務分野	1,025	26	706		293
	医療事務分野	107		75		32
	介護・医療・福祉分野	223		191		32
	農業分野	20	20			(※1)
	旅行・観光分野	30		30		(※2)
	デザイン分野	185		120		65
	製造分野	184	40		144	(※3)
	建設関連分野	254	50	68	136	(※4)
	理容・美容関連分野	48		48		(※5)
	その他分野	373		18	192	(※1～5の分野計) 163
求職者支援訓練（基礎コース）		433				433
合計		2,977	136	1,286	472	1,083
(参考) デジタル分野		280		150		130

注： 求職者支援訓練（実践コース）においては、「農業分野」、「旅行・観光分野」、「製造分野」、「建設関連分野」、「理容・美容関連分野」を「その他分野」として計上。

(2) 在職者、学卒者、障害者訓練

種別	実施主体	令和5年度		令和4年度			
		対象者数	計	対象者数	計	実績 (見込み)	計
在職者訓練	沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）	75	801	75	641	48	890
	国（ポリテクセンター沖縄・沖縄ポリテクカレッジ）	726		566		842	
学卒者訓練	沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）普通課程	100	290	100	290	99	293
	国（沖縄ポリテクカレッジ）専門課程・応用課程	190		190		194	
障害者訓練	沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）	49	110	49	106	17	61
	民間教育訓練機関等（県からの委託）	61		57		44	

※ 2年課程（学卒者訓練）については、1年次の対象者数のみ記載。

- ①学卒者訓練の就職率目標：95%
- ②障害者訓練の就職率目標
 - ・施設内訓練：70%以上、委託訓練：55%以上

5. その他、職業能力開発向上のための取組 【資料1 11～12ページ】

意欲ある訓練受講希望者を確保し受講あつ旋するためには、広く公的職業訓練について周知広報する必要があることから、ポスター・リーフレットの作成・配布に加え、インターネット、SNSを活用し、潜在的受講希望者の掘り起こしを図る。

公的職業訓練効果検証の対象分野（案）

1. 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（WG）について

- 協議会構成員のうち、労働局、県及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構を構成員とし、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングを行い、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。
- 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を決定し、WGにおいて当該訓練分野より3コース以上決定して実施する。

地域職業能力開発促進協議会

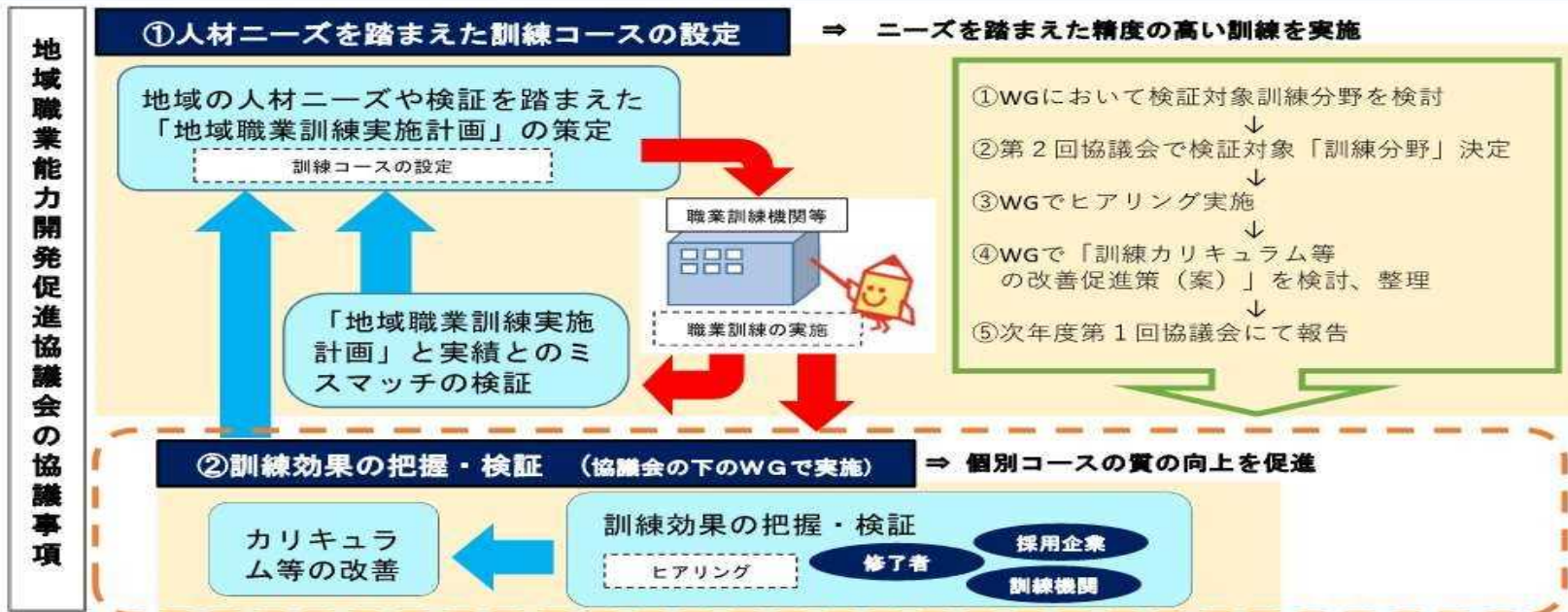
（令和4年10月施行）

沖縄県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

実施方法については、「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」に基づいて行うこととなります。



○ヒアリングは毎年4～8月に実施し、検証結果を第1回の協議会で報告する。

1月

WGにおいて、効果検証する訓練分野を検討



3月

沖縄県地域職業能力開発促進協議会において、訓練分野決定



3～4月

WGにおいて、実施方法および訓練コースの決定



5～8月

WGにおいて、ヒアリングの実施、効果検証等

- ・ 訓練修了者が比較的多い訓練コース3コース以上（異なる実施機関が実施するもの）
- ・ 各コースの訓練実施機関と、訓練修了者1名以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上



9月

WGにおいて、効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理



10月

沖縄県地域職業能力開発促進協議会への報告

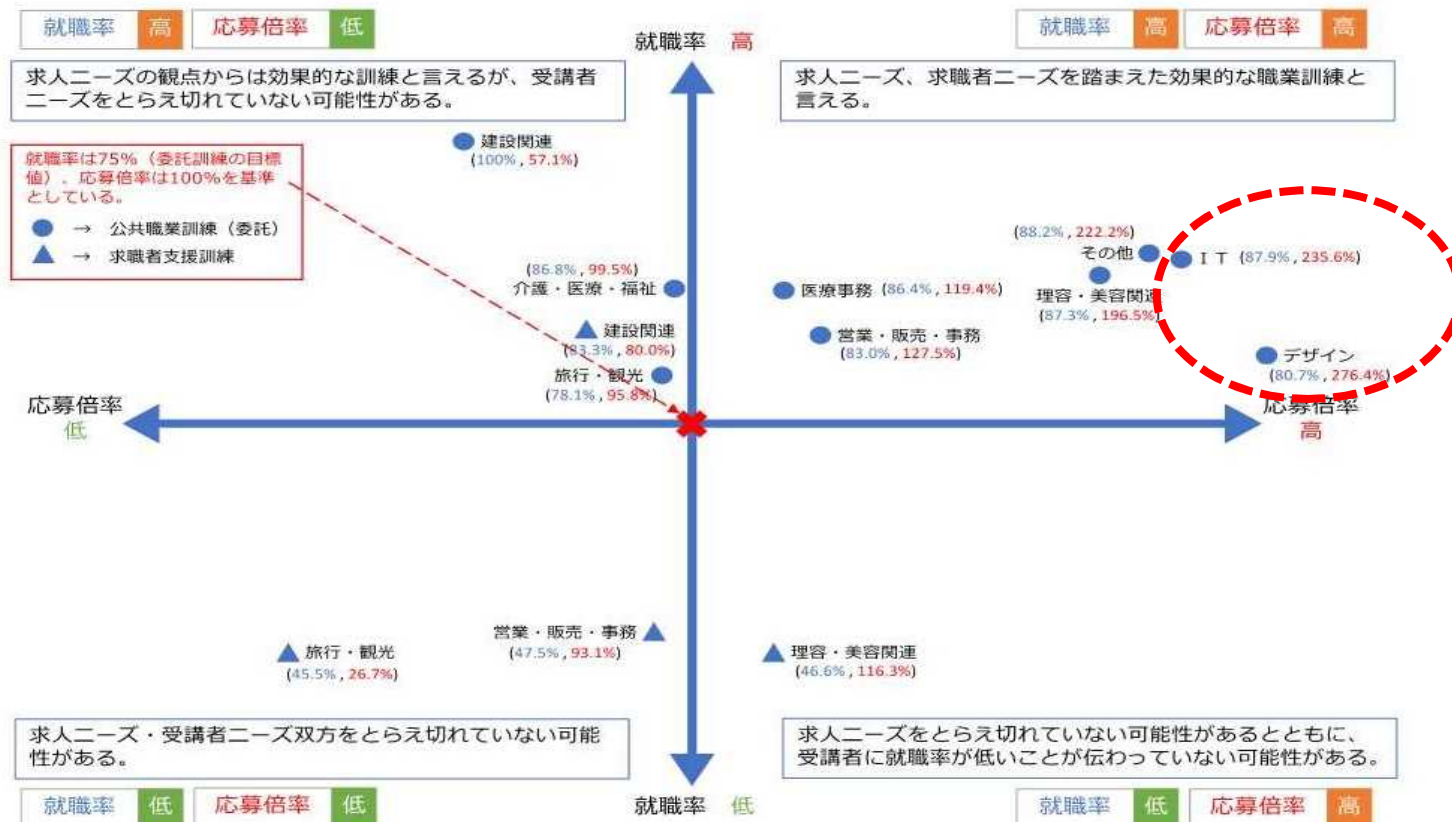
2. 検証対象の訓練分野（案）

デジタル分野（IT分野及びデザイン分野のうちWEBデザイン系）

[選定理由]

- デジタル人材が質・量ともに不足、都市圏に偏在しており、国が「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき職業訓練のデジタル分野への重点化を推進していることから、今後も積極的に有効な人材育成を行う必要がある。
- 応募倍率、就職率ともに高い分野であり、求人者、受講者双方を調査し、訓練受講の良い点や改善点を、他分野の訓練にも活かすよう検証する。

令和3年度公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の応募倍率・就職率
～指標から分析した改善すべき方向性～



3. ヒアリング内容

対象者	内 容
訓練実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練実施にあたって工夫している点 ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況 ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点
訓練修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等
修了者を採用した企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練により得られたスキル・技能等のうち、採用後に役に立っているもの ・ 訓練において、より一層習得しておくことが望ましい望ましいスキル、技能等 ・ 訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること

4. 役割分担

訓練種別ごとに担当を決め、訓練実施機関、訓練修了者（うち就職者）、修了者を採用した企業にヒアリングを実施する。

(例)

訓練種別	訓練科名	訓練実施機関	担当		
			訓練実施機関	修了者	修了者を採用した企業
公共職業訓練 (委託)	Webクリエイター養成科	A社	浦添・具志川 職業能力 開発校	浦添・具志川 職業能力 開発校	沖縄県 労働政策課
	Webグラフィック実務科	B専門学校			
求職者 支援訓練	Webデザイン科	C学園	(独) 高齢・ 障害・求職者 雇用支援機構 沖縄支部	沖縄労働局 (ハローワーク)	沖縄労働局 (ハローワーク)
	ソフトウェアプログラマー養成科	D社			

沖縄県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

沖縄労働局及び沖縄県は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、設置主体については、沖縄労働局及び沖縄県とする。

2 名称

協議会の名称は「沖縄県地域職業能力開発促進協議会」とする。

3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

(1) 都道府県労働局

沖縄労働局

(2) 都道府県

沖縄県商工労働部

(3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

①独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部

②沖縄県専修学校各種学校協会

③沖縄県職業能力開発協会

④一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者

⑤リカレント教育を実施する大学等

(4) 労働者団体

日本労働組合総連合会沖縄県連合会

(5) 事業主団体

- ①沖縄県経営者協会
- ②沖縄県中小企業団体中央会
- ③沖縄県商工会議所連合会
- ④沖縄県商工会連合会
- ⑤沖縄県工業連合会
- ⑥沖縄県中小企業家同友会

(6) 職業紹介事業者等

沖縄県内に事業所を設置している職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

(7) 学識経験者

人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者

(8) その他関係機関が必要と認める者

- ①内閣府沖縄総合事務局経済産業部
- ②沖縄県教育庁

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

8 事務局

協議会の事務局は、沖縄労働局（主担当）及び沖縄県（副担当）に置く。

9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年第1回沖縄県地域職業能力開発促進協議会の開催日から施行する。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ運営要綱

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 構成員

（1）ワーキンググループは、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 沖縄県商工労働部労働政策課
- ② 沖縄県立浦添職業能力開発校
- ③ 沖縄県立具志川職業能力開発校
- ④ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部
- ⑤ 沖縄労働局
- ⑥ 那覇公共職業安定所
- ⑦ 沖縄公共職業安定所
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

（2）構成員は、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

- （1）検証対象コースの選定
- （2）ヒアリングの実施

- (3) ヒアリングを踏まえた効果検証等
- (4) 効果検証結果を踏まえた検討
- (5) 協議会への報告

4 検討事項

ワーキンググループは、3の検証のほか、次の事項について検討を行う。

- (1) 職業訓練実施計画（案）及び連携方法等の事前検討について
- (2) 公的職業訓練全般に係る具体的な課題等について
- (3) その他必要な事項について

5 その他

- (1) ワーキンググループの事務局は、沖縄労働局職業安定部訓練室に置く。
- (2) この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

令和4年度における沖縄県地域職業訓練実施計画

令和4年4月1日

1 総則

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題

近年、県内の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍台で推移する等、着実に改善が進んでいたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和4年1月の有効求人倍率（季節調整値）が0.85倍と、21ヶ月連続で1倍

を下回っている。今後も、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について一層注意する必要がある。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、沖縄県の持続的な経済成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。

企業が付加価値の高い分野、医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図るために必要となる人材や、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じ、また、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの産業で非正規雇用労働者に大きな影響が出ている中で、人材の育成を推進するためには、公的職業訓練の見直しを含む、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野については、ITの資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せ措置を活用し推進する必要がある。

また、若年者及び非正規労働者いわゆる就職氷河期世代に対する職業能力向上、出産等でキャリアを中断した女性や高齢者の雇用継続や再就職に向けた職業能力開発施策の充実も課題となっている。

3 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年度の公的職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、令和3年10月末現在で1,182人であり、求職者支援訓練については、令和3年12月末現在で247人であった。

また、令和3年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）が90.2%、委託訓練が81.5%、求職者支援訓練の基礎コースが61.9%、実践コースが50.0%であった。

注1 求職者支援訓練については、平成26年4月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標として用いている。

注2 施設内訓練は令和3年9月末までの、委託訓練は同年8月までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは令和3年5月末までに終了したコースの訓練終了後3か月の就職率である。

障害者訓練の受講者数は、施設内訓練11人、委託訓練45人であり、在職者訓練の受講者数は、538人であり、学卒者訓練の受講者数については、296人であった。（障害者、在職者、学卒者ともに令和3年10月末現在）

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準、民間教育

訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、オンラインによる訓練については、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、引き続き取組を推進していくこととする。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた、施設内訓練及び民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施するものとする。また、若年者の育成や非正規労働者等を対象とした長期訓練（長期高度人材育成コース）の設定、子育て等により再就職が困難な方に対する「託児サービス付き訓練」の設定促進、高齢者の継続雇用や再就職に向けたコース等の設定促進を図る。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護分野の訓練に関して推進を図っていく。

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、2,034人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、618人については、施設内訓練として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、1,416人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な介護等の分野や、今後成長が見込める情報通信、医療分野等において実施するものとする。

就職率は施設内訓練で80%以上、委託訓練で75%以上を目指す。

(2) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

また、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）に設置した生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員を新たに配置するとともに、DXに対応した訓練コースを拡充し、中小企業等のDX対応に係る人材育成支援を促進する。

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、641人とする。

(3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、290人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、130人については専門課程による公共職業訓練として、60人については応用課程による公共職業訓練として、100

人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、地域における障害者の職業能力開発に資するよう、沖縄県立職業能力開発校において、障害者を対象とした公共職業訓練を引き続き実施するものとする。

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は141人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、92人については、委託訓練として実施するものとする。

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念されることから、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、650人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模1,083人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%以上、実践コースで63%以上を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）及び基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

その際、デジタル分野等の成長分野や人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の40%

ロ 実践コース 訓練認定規模の60%

実践コースのうち、訓練認定規模に占める各分野については、介護・医療・福祉分野10%、医療事務分野5%、デジタル(IT・デザイン)分野15%、営業・販売・事務分野45%、その他の地域ニーズ分野25%として設定する

ものとする。

訓練認定規模は以下のとおりとする

		定員計	地域別内訳		
			南部地域	中・北部地域	離島地域
基礎コース		433	180	148	105
実践コース		650	340	280	30
デジタル系	IT分野	65	50	15	
	デザイン分野のうちWEBデザイン系	33	15	18	
営業・販売・事務分野		292	133	144	15
医療事務分野		32	17	15	
介護・医療・福祉分野		65	30	20	15
その他		163	95	68	
計		1083	520	428	135

※南部地域・・・那覇所管轄、中・北部地域・・・沖縄所及び名護所管轄、離島地域・・・宮古所及び八重山所管轄とする。

※認定状況に応じ、地域別の定員配分は変更する場合がある。

また、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 30%

ロ 実践コース 30%

注3 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別

の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定。
- ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定。

③ 余剰認定定員の活用

第4四半期を除き中止コースに係る定員は、同一年度かつ同一訓練種別(基礎コース・実践コース)の認定に活用することとする。

第4四半期においては、中止コースに係る定員及び繰り越した定員は、訓練種別(基礎コース・実践コース)及び分野にかかわらず活用することとする。

5 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応するためには、産業界及び地域ニーズを踏まえた効果的な公的職業訓練を実施する必要がある。

このためには、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための取組を行うことが必要である。

令和4年度においても、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進及び地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、沖縄労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、沖縄労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

(2) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

「ジョブ・カード」を活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。